

令和2年3月26日  
於  
府中市立教育センター

令和2年第3回

府中市教育委員会定例会議事録

府中市教育委員会

令和2年第3回府中市教育委員会定例会議事録

1 開 会 令和2年3月26日(木)

午後3時00分

閉 会 令和2年3月26日(木)

午後4時15分

2 議事録署名員

教育長 浅 沼 昭 夫

委 員 新 島 香

3 出席者

教育長 浅 沼 昭 夫 委 員 松 田 努

委 員 日 野 佳 昭 委 員 平 原 保

委 員 新 島 香

4 欠席者

なし

5 出席説明員

教育部長 赤 岩 直 文化スポーツ部長 五味田 公 子

教育部副参事兼指導室長 ふるさと文化財課長 江 口 桂

並 木 茂 男 ふるさと文化財課長補佐 大 川 享

教育総務課長 佐々木 和 哉 市史編纂担当主幹 英 太 郎

教育総務課長補佐 遠 藤 公巳明 スポーツ振興課長 市ノ川 恵 一

学校施設課長 山 田 英 紀 図書館長 酒 井 利 彦

学校施設課長補佐 町 井 香 図書館長補佐 平 野 妙 子

学務保健課長 佐 伯 富 丈 美術館副館長 相 馬 修 央

給食センター所長 谷 本 耕 一 美術館副館長補佐 志 賀 秀 孝

指導室長補佐 鈴 木 正 憲

統括指導主事 田 村 貴代美

統括指導主事 吉 田 周 平

指導主事 蓮 沼 喜 春

指導主事 國 廣 淨 和

指導主事 進 藤 智 洋

指導主事 柴 崎 大 輔

6 教育委員会事務局出席者

教育総務課係長 矢 島 彩 子

教育総務課主任 元 村 考 呂

## 議 事 日 程

第1 議事録署名員指名について

第2 会期決定について

第3 議 案

第15号議案

府中市学校教育プラン検討協議会規則

第16号議案

府中第三小学校及び府中第六小学校改築事業設計者選定委員会の設置等に関する規則

第17号議案

府中市学校適正規模・適正配置検討協議会規則

第18号議案

府中市スポーツ推進計画検討協議会規則

第19号議案

府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第20号議案

府中市立学校の学校徴収金事務取扱規程

第21号議案

府中市立学校における事案決定に関する規程の一部を改正する規程

第22号議案

府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程

第23号議案

府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程

第24号議案

府中市美術館運営規程の一部を改正する規程

第25号議案

令和2年度学校医等の変更について

第26号議案

府中市立府中第五小学校における学校運営協議会の委員の任命について

第27号議案

府中市立府中第二中学校における学校運営協議会の委員の任命について

第28号議案

府中市立府中第五中学校における学校運営協議会の委員の任命について

#### 第4 報告・連絡

- (1) 寄附の採納及び感謝状の贈呈について
- (2) インフルエンザ様疾患の現状について
- (3) 令和2年度ふるさと府中歴史館くらやみ祭展「くらやみ祭の歴史と民俗」の開催について
- (4) ふるさと府中歴史館公文書史料展示室企画展示 歴史的公文書に見る「府中市制施行」について
- (5) 子ども読書の日について

#### 第5 その他

#### 第6 教育長報告

#### 第7 教育委員報告

午後3時00分開会

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまより、令和2年第3回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

◇

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の議事録署名員は、私のほか新島委員にお願いいたします。

◇

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第2、会期の決定でございますが、会期は本日1日といたします。

◇

◎傍聴許可

○教育長（浅沼昭夫君） 傍聴希望者がおりますので、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

◇

◎第15号議案 府中市学校教育プラン検討協議会規則

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第3、第15号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） それでは、ただいま議題となりました第15号議案「府中市学校教育プラン検討協議会規則」につきまして、ご説明いたします。

初めに、本規則の新設の趣旨でございますが、第1条でございますように、府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月1日から施行することにより、新設される府中市学校教育プラン検討協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、当該協議会の概要につきましては、令和元年第12回教育委員会定例会でご審議、ご承認をいただいておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、本規則第2条の委員構成に関してですが、学識経験者のほか、府中市立小中学校校長や副校長、PTA連合会の推薦する者、さらには公募市民を迎え入れることで、本市の学校教育に係る課題と今後の方向性について多面的かつ具体的に協議ができるものと考えております。なお、本市職員については、部長職2名を想定しております。

次に、本規則第3条から第6条につきまして、当該条例に位置づけられている他の機関と同様なものとなってございまして、施行日は令和2年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。よろしいですか。ご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。第15号議案「府中市学校教育プラン検討協議会規則」について、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第16号議案 府中第三小学校及び府中第六小学校  
改築事業設計者選定委員会の設置等に関する規則

○教育長(浅沼昭夫君) 第16号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いいたします。  
(事務局朗読)

○教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

○学校施設課長補佐(町井 香君) それでは、ただいま議題となりました第16号議案「府中第三小学校及び府中第六小学校改築事業設計者選定委員会の設置等に関する規則」につきまして、お手元の資料に基づき、ご説明させていただきます。

本規則の趣旨でございますが、府中市附属機関の設置等に関する条例第2条第2項の規定に基づき、設置期間1年未満の附属機関として、府中第三小学校及び府中第六小学校改築事業設計者選定委員会を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を本規則で定めるものでございます。

次に、所掌事務でございますが、当該委員会は府中第三小学校及び府中第六小学校の建設に関わる基本計画・基本設計及び実施設計を行う者の選定に関する事項を調査・審議するものとし、令和2年度から実施する府中第三小学校及び府中第六小学校の改築事業に関わる設計業務の受注公募者を選定するものでございます。

次に、組織でございますが、学校建設や公共施設マネジメントなどの建築に関する学識経験を有する者に加え、府中市立小中学校校長会や府中市立小中学校PTA連合会といった学校関係団体の構成員を委員とすることで、日常的に学校を利用する学校関係者や地域住民とともに新たな学校づくりを進めることができる資質やノウハウを有した設計者を選定できるものと期待しております。

次に、委員の任期でございますが、委嘱のあった日から令和3年1月31日までとしております。

本規則第5条から第7条につきましては、当該委員会の運営に関する事項を記載しております。

最後に、本規則の施行日といたしまして、令和2年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○教育長(浅沼昭夫君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。よろしいですか。ご意見はございますか。

それでは、お諮りをいたします。第16号議案「府中第三小学校及び府中第六小学校改築事業設計者選定委員会の設置等に関する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第17号議案 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会規則

○教育長（浅沼昭夫君） 第17号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○学務保健課長（佐伯富丈君） ただいま議題となりました第17号議案「府中市学校適正規模・適正配置検討協議会規則」につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、本規則の新設の趣旨でございますが、第1条のとおり府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月1日から施行することにより、新設される府中市学校適正規模・適正配置検討協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、当協議会の概要につきましては、令和元年第12回教育委員会定例会でご審議、ご承認いただいておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、本規則第2条の委員構成に関してですが、学識経験者、府中市立小中学校校長、PTA連合会を始め、自治会連合会、青少年対策地区委員会など各種地域団体に加え、公募市民を迎え入れることで具体的かつ多面的に協議ができるものと考えております。

次に、本規則第3条から第6条につきましては、他の機関と同様なものとなってございまして、施行日は令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。よろしいですか。ご意見はございますか。

それでは、お諮りをいたします。第17号議案「府中市学校適正規模・適正配置検討協議会規則」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定といたします。



◎第18号議案 府中市スポーツ推進計画検討協議会規則

○教育長（浅沼昭夫君） 第18号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○スポーツ振興課長（市ノ川恵一君） それでは、ただいま議題となりました第18号議案「府中市スポーツ推進計画検討協議会規則」につきまして、ご説明いたします。

初めに、本規則の新設の趣旨でございますが、第1条にございますように、府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正することに伴い、新設される府中市スポーツ推進計画検討協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、当該協議会の概要につきましては、令和元年度第12回教育委員会定例会でご審議、ご承認いただいておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして本規則第2条の委員構成に関してですが、学識経験者のほか、特定非営利活動法人府中市体育協会や、府中市スポーツ推進委員会、地域体育館運営協議会、市内のトップチーム関係者といった府中市内のスポーツ関係団体のほか、学校関係団体として、府中市立小中学校校長会、障害者福祉関係団体として府中市社会福祉協議会といった教育的・福祉的

観点を取り入れた各種団体、さらには公募市民を迎え入れることで本市のスポーツ行政に関わる課題と今後の方向性について多面的かつ具体的に協議ができるものと考えております。

次に、本規則第3条から第5条までにつきましては、当該条例に位置づけられる他の機関と同様なものでございまして、施行日は令和2年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。よろしいですか。ご意見はございますか。

それでは、お諮りをいたします。第18号議案「府中市スポーツ推進計画検討協議会規則」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定といたします。



◎第19号議案 府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○教育長（浅沼昭夫君） 第19号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） それでは、ただいま議題となりました第19号議案「府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。

初めに、本規則の改正の趣旨でございますが、大きく分けて3点ございます。

1点目としまして、東京都において栄養教諭の人材育成及び各地区における食育推進体制のさらなる強化を図るため、栄養教諭の上位職を設置することになったことに伴い、関係規則の整備が行われたことを受け、本市におきましても栄養教諭の上位職を配置可能とするため、関係規定の整備を行うもの。

2点目としまして、この後ご審議いただきます府中市立学校の学校徴収金事務取扱規程を整備するに当たり、本規則に学校徴収金に関する事務処理を位置づけるもの。

3点目としまして、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法第72号）が公布され、令和2年1月に公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が告示として公示されたことを受け、サービスを監督する教育委員会として府中市立学校の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の勤務時間において行う業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、関係規定を整備するもの。

以上の3点となります。

改正内容の詳細につきましては、参考資料の新旧対照表に基づき、ご説明申しあげます。恐れ入りますが、新旧対照表の1ページ、2ページをご覧ください。

初めに、改正の趣旨1点目の栄養教諭の関係ですが、第8条は主幹教諭に関する規定でございます。今回の規則の整備に伴い、東京都の規則に準じて、「学校の実情に照らし必要が

あると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて公務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる」とする1項を加えるものでございます。

次に第8条の3は、主任教諭に関する規定でございますが、こちらも東京都の規則に準じて「学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる」とする1項を加えるものでございます。

次に、改正の趣旨2点目、学校徴収金の関係ですが、こちらは新旧対照表の1ページから4ページまでをご覧ください。

第18条の3の第1項は、学校徴収金の事務処理に係る校長の役割に関する規定でございます。校長は学校徴収金の徴収の管理及び支出に関する事務を統括することを規定するとともに、学校徴収金の定義を行っております。

第2項は、校長を始め、学校徴収金に携わる職員は教育委員会の別の定めるところにより当該事務を適正に処理しなければならないことを規定するものでございます。

最後に、改正の趣旨3点目、教育職員の業務量の適切な管理等ですが、こちらは新旧対照表の3ページ、4ページをご覧ください。

改正後の第41条の次に第42条として、教育職員の業務量の適切な管理について定めた1条を加え、第1項において基準となる上限の目安時間について定め、第2項において特例的な扱いについて定め、第3項において前2項に定めたもののほか、教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項について定めるものでございます。

なお、この改正内容は東京都の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則に準じたものとなっております。

また、条文の追加に伴いまして、旧第42条を第43条に繰り下げいたします。

最後に、附則といたしまして、この規則は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

平原委員、どうぞ。

○委員（平原 保君） 今、大きく分けると3つということでしたが、2点目の会計事務に関して質問させていただきます。

18条の3、学校徴収金に関する事務処理の部分で「校長は」とありますが、「校長は」の次に3つの対象があると思うのですが、「保護者又は所属職員及び保護者若しくは卒業生」ということで、読み取りすると大きく3つなのかなと思うのですが、まず、保護者については、具体的に解釈してみると、例えば教材費ですとか、宿泊行事に伴う料金、それから卒業関係の積立金等、そういったものとして解釈していいのでしょうか。

また、次の所属職員及び保護者というのは、PTAなどがこの団体に属するのかなと思います。

それから、卒業生で構成されるというのは、よく使われている言葉で言うと同窓会組織な

どがこれに当たるのかなと解釈しているのですが、私のような解釈でよろしいでしょうか。お願いします。

○教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） 平原委員がおっしゃったとおり、保護者につきましては、教材費等の徴収に関する保護者ということをご想定してございます。そのほか2点目、3点目に関しましては、PTA及び同窓会をご想定しているところでございます。

○委員（平原 保君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにご質問いかがでしょうか。

○委員（平原 保君） 3点目の働き方改革に関する部分なのですが、42条を読んでいくと、「教育委員会は」という言葉で始まっていて、最後は「教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする」ということで、主体は教育委員会で、対象は教職員の業務量の適切な管理とするということになっていますが、この管理という言葉の中には指導・助言及び支援等が含まれるということによろしいでしょうか。

○指導室長補佐（鈴木正憲君） 委員仰せのとおり、直接教育委員会が教員に対して指導等はしにくいところがございますので、そこは管理職を通して、指導・助言などを行っていくことになると捉えております。

○委員（平原 保君） 分かりました。そのような管理を行うことによって、ここに示された数値を目指していくということによろしいですね。よろしくをお願いします。

○教育長（浅沼昭夫君） ご質問いかがでしょうか。よろしいですか。ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。第19号議案「府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定といたします。



◎第20号議案 府中市立学校の学校徴収金事務取扱規程

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、第20号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） それでは、ただいま議題となりました第20号議案「府中市立学校の学校徴収金事務取扱規程」について、ご説明いたします。

初めに、府中市立小中学校の現状について簡単にご説明いたしますが、各校では個人に帰する教材の費用や、遠足の交通費など、いわゆる学校徴収金として保護者から徴収しております。

学校徴収金は、私費でありながらも学校教育活動に必要な経費であることから、公費同様の適正な事務処理を行うことが求められておりますが、現在のところ、統一されたルールはない状況でございます。また、ルールがない中で、多くの学校において集金袋による現金徴収が行われてまいりました。幸い、今のところ本市では事故は起きておりませんが、他地区では紛失や横領などの事故が起きており、そのほとんどは現金徴収の中でルールが設定され

ていない、または、ルールを逸脱した取扱いが行われたことにより発生していると伺っております。また、近年課題となっております教員の働き方改革の視点からも効率化のため、実施手順や書式を統一化し、口座管理を徹底していただくことが求められております。

こうしたことから、本市におきましても会計事故の防止と事務処理の効率化を図るため、規程として整備するものでございます。

それでは、規程の内容についてご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。

本規程の第1条「目的」でございますが、学校徴収金の取扱いに係る校長・副校長及び教職員の職務、責任及び事務手続を定めることにより府中市立学校における学校徴収金に関する事務の適正かつ効率的な運営及び会計事故の未然防止を図るものでございます。

次に、第2条をご覧ください。学校徴収金の徴収に当たっては、徴収目的、徴収金額、徴収方法などを明示した基本計画を会計ごとに定めるものとするなど、基本計画策定等のルール化を規定しております。

次に、第6条から第8条をご覧ください。責任体制を明確化するため、校長・副校長及び事務職員を含む担当職員の基本的な役割分担を定めております。

次に、第9条をご覧ください。現金保管は紛失や盗難のリスクがあることから、学校における現金管理は必要最小の金額とし、原則として金融機関に預金し、口座により管理することなどを定めております。

次に、第10条及び、少し飛びまして第13条及び第14条をご覧ください。府中市に係る基礎的な書類の書式及び手続を定めております。書式や手続を共通化・統一化することで、事務の効率化や正確性の向上を図ります。

次に、戻りまして第11条及び第12条をご覧ください。契約の適正化を図るため、一定以上の予定金額の案件については、複数業者から見積もり徴収を行うことや、契約書を作成することを定めております。また、案件の内容や予定金額によっては業者選定委員会を設置することを定めております。

次に、第17条をご覧ください。会計の透明化を担保するため、校長が指名する校内監査委員による監査を行うなど、監査の実施及びその手順などについて定めております。

最後に附則といたしまして、この規程は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

平原委員、どうぞ。

○委員（平原 保君） この管理規程を現場に周知徹底するためには、新年度になってからどのような方法を考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） この規程の整備に当たりましては、現場とおおよそ4年に渡り、いろいろな話し合いを続けてきております。

規程案に関しましては、既に昨年の段階からお示ししており、また、書式につきましても案ができた段階でお示しするなど、現場レベルでも準備を進めてきたところでございます。

ですので、現場としても校長を始め、事務職員も今回の規程が4月1日からできることは想定しておりますので、4月1日からスムーズに計画を作成し、新しいルールにのりつ

徴収を行っていただけるものと思っております。

○委員（平原 保君） 分かりました。よろしく申し上げます。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにご質問。

日野委員、どうぞ。

○委員（日野佳昭君） 未納者・滞納者に関する記述は最後のページの11ページの24番に「未納者に適切に催促しているか」という1文しかなく、規程の中に文章がありません。次の21号議案の「府中市立学校における事案決定に関する規程の一部を改正する規程」の中に詳細があるのでしょうか。もしあるのであれば後日、確認したいと思っておりますけれども、そういう滞納者に対する規定というのはあるのでしょうか。

○教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） 今回の規程整備に当たりましては、学校徴収金が私費であり、公費ではないというところから、具体的に規定としまして滞納の処理についてということでは、想定していないところがございます。ただし、これからも滞納等が生じますと学校運営に支障が来されるところでございますので、教育委員会と学校現場で具体的な滞納の対策は、必要であれば連携をしながら対応していきたいと考えております。

○教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにご質問いかがでしょうか。

それでは、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。第20号議案「府中市立学校の学校徴収金事務取扱規程」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定といたします。



◎第21号議案 府中市立学校における事案決定に関する規程の一部を改正する規程

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、第21号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） それでは、ただいま議題となりました第21号議案「府中市立学校における事案決定に関する規程の一部を改正する規程」につきまして、ご説明いたします。

本改正の趣旨でございますが、先ほどご審議いただきました「府中市立学校の学校徴収金事務取扱規程」の制定に伴う学校徴収金に関する校長及び副校長の事案決定区分の整理によるもの及び嘱託員及び臨時職員の会計年度任用職員への移行に伴う文言の修正によるものでございます。

なお、この会計年度任用職員制度は、これまで地方公共団体ごとに異なっていた非常勤職員の任用及び勤務条件について全国で統一的な取扱いを定めることを目的として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から施行される制度でございます。

本規程の改正箇所についてですが、議案書の新旧対照表1ページから2ページをご覧ください。

別表中件名の1「学校教育の管理に関すること」(5)「学校徴収金に関すること」の旧では副校長の事案決定区分になっております。2「学校徴収金に係る予算及び徴収金額の決定に関すること」を、新では校長の事案決定区分とするものでございます。

また、件名の2「所属職員の管理に関すること」において、(1)「職員の人員に関すること」の校長の事案決定区分2「嘱託員及び臨時職員の雇用に関すること」を、「会計年度任用職員の任用に関すること」に改め、また(2)「職員の服務に関すること」の、副校長の事案決定区分の9「非常勤講師及び嘱託員及び臨時職員等の服務に関すること」を、「非常勤講師、会計年度任用職員等の服務に関すること」に改めるものでございます。

最後に、附則としまして、この規程は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長(浅沼昭夫君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。よろしいですか。ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。第21号議案「府中市立学校における事案決定に関する規程の一部を改正する規程」について、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第22号議案 府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程

○教育長(浅沼昭夫君) 続きまして第22号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

○教育総務課長補佐(遠藤公巳明君) それでは、ただいま議題となりました第22号議案「府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程」につきまして、ご説明いたします。

本改正の趣旨でございますが、嘱託員及び臨時職員の会計年度任用職員への移行に伴う権限事項の整理によるものでございます。

改正箇所についてでございますが、議案書の新旧対照表の1ページから2ページのとおり、別表第1「共通権限事項表」によりまして、第63項の次に会計年度任用職員に関する4項を加えるとともに、第82項を4項繰り下げ、内容も新第86項に記載のとおり改めます。

次に別表第2「個別権限事項表」におきまして、教育総務課総務系の表中、臨時職員に関する第12項から第15項及び、新旧対照3ページから4ページに参りまして、第44項を削ります。

続きまして、学務保健課学務系の表中、市立幼稚園臨時職員に関する第20項から第23項を削り、また学務保健課給食センターの表中、給食センター臨時職員に関する第16項を削ります。

最後に、附則としまして、この規程は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

げます。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

日野委員、どうぞ。

○委員（日野佳昭君） 会計年度任用職員に変更ということに伴い、今までの職員の方々の給料あるいは待遇改善は図られるのでしょうか。

○教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） 今回の会計年度任用職員が、主に嘱託員でありました月額制の会計年度任用職員と臨時職員でありました時間額制会計年度任用職員、大きくこの2つの職員に分かれますが、まず、月額制のほうに関しましては、これまでになかった期末手当の制度が創設されることにより待遇の改善が図られるものでございます。

また、時間額制のほうに関しましても、今まで年間を通しての任用というのがなかったので、なかなか期末手当のほうも出なかったのですが、期末手当が今回の任用制度の変更に伴い出やすくなったというところと、各種休暇が、今までは主に有給休暇ということになっておりましたが、それ以外にも、例えば慶弔の休暇ですとか、そういったものの充実が図られたところでございます。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにご質問ございますか。ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。第22号議案「府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定といたします。



◎第23号議案 府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、第23号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○指導室長補佐（鈴木正憲君） ただいま議題となりました第23号議案「府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程」につきまして、ご説明申しあげます。

本案は、令和2年4月1日以降、現在の非常勤職員制度が会計年度任用職員制度に移行するため、関係規定を整備するものでございます。

それでは、お手元の議案書の新旧対照表により、改正内容を説明させていただきます。恐れ入りますが、新旧対照表の1ページ、2ページをお開きください。

初めに、第1条は本規程の趣旨に関する規定でございますが、地方公務員法の改正に伴い、報酬を受ける者で常勤の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員を、報酬を受けている一般職の職員に改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この規程は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

ます。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。よろしいですか。ご意見はございますか。

それでは、お諮りをいたします。第23号議案「府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第24号議案 府中市美術館運営規程の一部を改正する規程

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、第24号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○美術館副館長補佐（志賀秀孝君） それでは、ただいま議題となりました第24号議案「府中市美術館運営規程の一部を改正する規程」につきまして、ご説明いたします。

本件は、本年4月から導入される会計年度任用職員制度に伴い、美術館長におきまして任用根拠を明確化するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきまして、議案書の新旧対照表によりご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案を2枚おめくりいただき、新旧対照の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに、第2条第2項に、「館長は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条3項第3号に規定する特別職とする」を追加してございます。

次に、第3条の「教育委員会の指揮を受け、美術館の業務を統理し」を、「美術館の運営に関し助言を行い」に改めるものでございます。

次に、第4条の文末「館長を補佐し、館長に事故あるときはその職務を代行する」を、「教育委員会の指揮を受け、博物館法第4条第2項に規定する業務を行う」に改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この規程は令和2年4月1日から施行するものといたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。よろしいですか。ご意見ございますか。

それでは、お諮りをいたします。第24号議案「府中市美術館運営規程の一部を改正する規程」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第25号議案 令和2年度学校医等の変更について

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、第25号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願い

いたします。

(事務局朗読)

○教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

○学務保健課長(佐伯富丈君) それでは、第25号議案「令和2年度学校医等の変更について」について、ご説明させていただきます。

令和2年度学校医等の委嘱につきましては、本年1月の教育委員会定例会におきましてご承認をいただいているところですが、その後、府中市医師会及び府中市学校薬剤師会から担当医を変更したい旨の申し出を受けたことから、次のとおり改めて委嘱をお願いするものでございます。

変更する学校医ですが、小柳小学校の内科医を野々田昶先生に委嘱させていただくことをご了承いただいておりますが、その後退任の申し出があり、野々田真先生に改めて委嘱をお願いするものでございます。

次に、新町小学校の学校薬剤師を堀内富子先生に委嘱させていただくことをご了承いただいておりますが、同じく退任の申し出がございましたので、後藤珠代先生に改めて委嘱をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長(浅沼昭夫君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。よろしいですか。ご意見ございますか。

それでは、お諮りをいたします。第25号議案「令和2年度学校医等の変更について」について、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第26号議案 府中市立府中第五小学校における学校運営協議会の委員の任命について

○教育長(浅沼昭夫君) 続きまして、第26号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

○統括指導主事(吉田周平君) それでは、第26号議案「府中市立府中第五小学校における学校運営協議会の委員の任命」につきまして、ご説明いたします。お手元の議案書裏面をご覧ください。

本案は、府中市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、府中第五小学校の委員の任命を行うものでございます。

令和2年度の委員の任命は、地域住民6名、保護者8名、第五小学校の運営に資する活動を行う者5名、教育委員会が必要と認める者1名、合計20名となります。なお、選出区分に記載されている数字につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第2項の各号を表しているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。よろしいですか。ご意見ございますか。

それでは、お諮りをいたします。第26号議案「府中市立府中第五小学校における学校運営協議会の委員の任命」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定といたします。



◎第27号議案 府中市立府中第二中学校における学校運営協議会の委員の任命について

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、第27号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○統括指導主事（吉田周平君） それでは、第27号議案「府中市立府中第二中学校における学校運営協議会の委員の任命」につきまして、ご説明申し上げます。お手元の議案書裏面をご覧ください。

本案は、府中市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、府中第二中学校の委員の任命を行うものでございます。

令和2年度の委員の任命は、地域住民5名、保護者1名、教育委員会が必要と認める者4名、合計10名となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。よろしいですか。松田委員、どうぞ。

○委員（松田 努君） 中学校の運営協議会のほうは、定員は小学校と同じ20人なのですが、人数が10人で、さっき小学校は20人いたのですけれども、多ければいい、少なければいいということではないと思うのですけれども、適正な人数なのでしょうか。

○統括指導主事（吉田周平君） こちら各学校運営協議会で何を行うのかというところが、この観点では大きいかなとこちらでは捉えております。

第五小学校につきましては、地域の防災活動や西府の文化センターとの連携等々でかなり広範囲に人を関係して、大がかりな防災訓練もやること等も目的に含んでおるので人数が増えていると、こちらでは認識しております。

また、中学校につきましては、コンパクトに地域の住民の方を代表に、こちらで学校経営について考えて、また府中版コミュニティ・スクールの特徴でもあります地域協働本部も併せて各学校で運営しているという構造になっておりまして、そういった特徴が中学校と小学校で大きく違っておりますので、中学校のほうはこれとは別に府中版コミュニティ・スクールのスクールコミュニティ協議会みたいなものも併せて運営している学校さんもあるという認識でやっております。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにご質問はございますか。ご意見はございますか。

それでは、お諮りをいたします。第27号議案「府中市立府中第二中学校における学校運

営協議会の委員の任命」について、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第28号議案 府中市立府中第五中学校における学校運営協議会の委員の任命について

○教育長(浅沼昭夫君) 続きまして、第28号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

○統括指導主事(吉田周平君) 第28号議案「府中市立府中第五中学校における学校運営協議会の委員の任命」につきまして、ご説明申し上げます。

こちら、府中市立府中市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、府中第五中学校の委員の任命を行うものでございます。

令和2年度の委員の任命は、地域住民3名、保護者4名、第五中学校の運営に資する活動を行う者4名、教育委員会が必要と認める者1名、合計12名となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長(浅沼昭夫君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。第28号議案「府中市立府中第五中学校における学校運営協議会の委員の任命」について、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎寄附の採納及び感謝状の贈呈について

○教育長(浅沼昭夫君) それでは、日程第4、報告・連絡ですが、報告・連絡(1)を教育総務課、お願いします。

○教育総務課長補佐(遠藤公巳明君) それでは資料1の「寄附の採納及び感謝状の贈呈について」をご報告いたします。

今回は1件ございまして、学校教育の振興に供するために寄附されたものでございます。

寄附の採納先は、府中第一小学校でございます。寄附品は、アルトホルン4台、62万7,000円。トロンボーン4台、36万3,000円。マーチングキーボードバッテリー2台、1万7,600円。寄附者は府中市立府中第一小学校PTA様、受領日は令和2年2月19日でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長(浅沼昭夫君) ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡(1)について了承いたします。



◎インフルエンザ様疾患の現状について

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、報告・連絡（2）を学務保健課、お願いいたします。

○学務保健課長（佐伯富丈君） それでは、資料2の「インフルエンザ様疾患の現状について」ご報告いたします。

今シーズンにおける学級閉鎖は、昨年9月9日に府中第六小学校で発生してから、令和2年3月17日まで、学級閉鎖につきましては、幼稚園は1園で1学級、罹患者数は9名。小学校は17校で延べ51学級、罹患者数は563名。中学校は2校で2学級、30名となっております。学年閉鎖については発生しておりません。

昨シーズンの状況と比較しますと、小学校で9月から12月までと発生時期が早く、反面、小中学校とも1月以降の発生が激減しているのが今シーズンの特徴となっております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。日野委員、どうぞ。

○委員（日野佳昭君） 意見を言わせてください。今年のインフルエンザ様疾患はあまりはやらなかったわけですけれども、はやった株はN1H1タイプなわけで、2009年の新型インフルエンザと同じものです。2009年から今年は4つ、A型のインフルエンザに関しては毎年必ずN1H1が含まれてきました。

今回の流行が例年の半分ぐらいで、半減した理由については、今後研究されて結果が出てくると思います。結論は出せませんが、10年ぐらいたって人口のほとんどがA型にかかったか、あるいはN1H1にかかった場合は、ワクチンが全体に行き渡ったか、あるいは新型コロナウイルスとの関連なのか、結論は言えないですが、いろいろな原因があって今年は少なかったのだと考えております。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（2）について了承いたします。



◎令和2年度ふるさと府中歴史館くらやみ祭展

「くらやみ祭の歴史と民俗」の開催について

◎ふるさと府中歴史館公文書史料展示室企画展示

歴史的公文書に見る「府中市制施行」について

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、報告・連絡（3）及び（4）を一括してふるさと文化財課、お願いいたします。

○ふるさと文化財課長補佐（大川 享君） それでは、ふるさと文化財課から2件ご報告いたします。

初めに「令和2年度ふるさと府中歴史館くらやみ祭展『くらやみ祭の歴史と民俗』の開催について」、資料3に基づきましてご報告いたします。

大國魂神社例大祭くらやみ祭は、古代武蔵国府の国府祭に由来する長い歴史と由緒ある大札で、武蔵府中のくらやみ祭として東京都無形民俗文化財に指定されています。

歴史館では、市内外から多く観光客が本市を訪れる大國魂神社例大祭の時期に合わせ、多くの方に府中市の歴史や文化に親しんでいただくため、くらやみ祭に関する資料を毎年展示

しているものでございます。

開催期間は、4月18日（土）から5月6日（水）までで、会場はふるさと府中歴史館1階国府資料展示室です。4月30日の品川海上禊祓式から5月6日の神輿還御までのくらやみ祭の歴史、行程などパネルを使用して展示します。また、この行程を歴史的に描いた画家・綾部好男氏のくらやみ祭の絵画作品も展示いたします。今回の絵画展示タイトルは「昭和・平成・令和のくらやみ祭の移り変わり」となっております。

続きまして、「ふるさと府中歴史館公文書史料展示室企画展示 歴史的公文書に見る『府中市制施行』」につきまして、資料4に基づきご報告いたします。

ふるさと府中歴史館2階にあります公文書資料展示室において歴史的公文書の原本をご覧いただく企画展示を開催いたします。今回は、昭和29年の府中市制施行に関する歴史的公文書などを展示いたします。

昭和28年10月1日に町村合併促進法が施行されますが、府中町が昭和28年12月議会で市制の方向性を諮り、町の意向を決定し、西府村、多磨村に12月18日付で意思を確認する文書を作成しています。この文書を皮切りとして1町2村の合併は進み、約3カ月後には市制施行を迎えることになります。

この展示では、これまでの経緯を8つの歴史的公文書を日付順に展示いたします。これらの文書は、西府村の一冊の文書ファイルにつづられていたものですが、1町2村と、府中市にとって重大な歴史的出来事が集まっており、資料から推測すると、町村長、助役、町村議会議長などが主体となって進めた一連の執行であり、このために決裁公印が伴っていない文書で構成された文書ファイルとなっているものと思われます。

開催期間は、3月28日（土）から6月14日（日）までです。

委員の皆様におかれましては、くらやみ祭展とともに、ぜひふるさと府中歴史館にご来場いただきたく、ご案内申し上げます。

以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。新島委員、どうぞ。

○委員（新島 香君） 資料4ですが、今度の土曜日から開催ということになっていますが、新型コロナウイルスが流行している状況の中で28日から開催するということでしょうか。

○ふるさと文化財課長補佐（大川 享君） 今週の土曜日からの開催ですが、ふるさと府中歴史館は通常に開館をさせていただきます。各フロアにアルコール消毒液を配置し、掲示物において注意喚起、手洗いですとかせきエチケットとかの注意喚起はさせていただきますけれども、展示については予定どおり開催させていただきます。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。

それでは、報告・連絡（3）と（4）について了承いたします。



◎子ども読書の日について

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、報告・連絡（5）を、図書館、お願いいたします。

○図書館長補佐（平野妙子君） それでは、図書館から「子ども読書の日について」資料

4に基づき報告いたします。

初めに、現在市立図書館全館におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3月31日（火）まで一部利用を休止しておりますが、感染状況に配慮いたしまして、このたび4月15日（水）までの延長と、4月中のイベント中止を決定いたしましたことから、お手元にお配りさせていただきましたチラシに掲載の3つの事業につきましては、中止及び延期することといたしました。定例会当日のご報告となり、大変申し訳ございません。

それでは、3つのイベントの内容と今後の対応につきましてご報告いたします。

開催予定でございました3つの事業は、4月23日の子ども読書の日に合わせて毎年開催している事業でございます。

子ども読書の日は、子どもの読書活動の推進に関する法律において、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられ、毎年4月23日と定められています。

市立図書館では令和2年度も子どもだけではなく、その保護者も対象に読書の意義や楽しさを知っていただくため、3つの事業を企画しておりました。

初めに、1枚目の「読書キャンペーン『たびたびよんで本のたび のってのって世界一周』」のチラシをご覧ください。

この事業は、市立図書館全館で実施いたします本の世界を旅する内容のキャンペーンでございます。当初、4月10日（金）から9月17日（日）までの開催を予定しておりましたが、市立図書館の通常開館を再開した後の開催を決定しております。

続きまして、2枚目のピンク色のチラシの「絵本だいすきおはなしキャラバン」についてでございます。

こちらは、市立図書館以外の福祉施設を会場に市内のおはなしボランティアグループによる小さい児童、保護者を対象とした手遊びや絵本の読み聞かせなどを中心とした親子の触れ合いや絵本の楽しさを体験していただくイベントでございます。

こちらにつきましては開催を一旦中止することといたしました。

最後に、3枚目の黄色いチラシ「おはなしいっぱいの会」についてでございます。

3歳以上のお子さんと保護者を対象に、お話しボランティアと図書館職員による絵本の読み聞かせやお話しの語りであるストーリーテリングを行うものでございます。

こちらにつきましても開催を一旦中止することといたしました。

今回、一旦中止といたしました「絵本だいすきおはなしキャラバン」と「おはなしいっぱいの会」につきましては、既に3月21日号の「広報ふちゅう」に掲載いたしましたが、4月1日号において訂正記事を掲載するとともに、ホームページ等で市民への周知を行ってまいります。

また、今後につきましては、新型コロナウイルスの感染状況等を鑑み、これら2つの事業につきましては、改めて実施をする予定でございます。詳細が決まりましたら、教育委員会にご報告の上、市民へ開催の周知を行ってまいります。

報告は以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（5）について了承いたします。



◎その他

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、日程第5、その他ですが、何かございますか。

○委員（日野佳昭君） 学校給食のことについて教えていただきたいと思います。

今回のコロナウイルスの影響で休校措置になりまして、全国学校給食で余った食材が問題になりました。府中市での対応はどうだったのでしょうか。

○給食センター所長（谷本耕一君） 学校給食センターでは、その日に使う献立の食材を当日の朝納品していただくという形をとっております。今回は、3月2日から臨時休校に伴って学校の給食も中止となったのですが、実はその前週の木曜日に既に臨時休校及び学校給食の停止ということが決まっておりましたので、それに合わせて業者にキャンセルの連絡をした関係で、一切食材はこちらに納品されなかったという状況でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかに、その他でありますか。

○教育部副参事兼指導室長（並木茂男君） それでは、新型コロナウイルス拡散防止の対応についてご説明させていただきます。

3月19日中学校、3月25日小学校では、コロナウイルス拡散防止の視点から内容や規模を縮小しての形となりましたが、卒業式を実施することができました。どうもありがとうございました。

その後の対応でございますけれども、3月19日（木）に、国の専門家会議の報告がございまして、そちらを受けた形で3月23日（月）に指導室から学校に対して新学期の学校再開に間に合う最後のタイミングの1つということで、学校向けに大まかな方向性を事務連絡で示させていただきました。

その主な内容としては、4月6日の新学期から通常教育課程を実施しますが、ただし留意点ということで幾つか示させていただいております。

例えば、留意点の1つとしては、学習の保障でございます。3月に授業予定であった内容については、確実に次の学年に引き継いで指導していくことなどを示させていただきました。

また、給食といたしましては、全ての小中学校で児童・生徒及び家庭に対する支援の観点から、4月9日から始める予定だったところを1日前倒しをして、4月8日から給食を始めるということについても連絡をしてございます。

そのほかに大まかな事柄としましては、4月当初の様々な行事等については、全校や学年単位の大きな集団が室内で集まらないようにという通知をしておりますので、例えば始業式につきましても、通常であれば体育館の中で全校児童・生徒が集まって行うものでありますけれども、そちらについては行わないか、または学級に子どもを留めて、放送機器等を使って行うなどの工夫をするようにという依頼を学校にしております。

また、どうしても必要な避難訓練等、安全上必要なものについては、工夫して実施をするということで通知をしているところでございます。

そのほか、様々な影響が考えられる大きなその他の行事、例えばセカンドスクール、運動会、体育祭、林間学校、修学旅行等につきましても、様々な調整をする必要がありますので、早急にこの後協議して方向性を固めるということの通知をして、まずは4月学校活動を再開

できるようにという大まかな通知をしたところでございます。

併せまして、今週3月24日、国の学校再開のガイドラインが出ております。そのことを含めて、本日東京都から都立学校へ、または区市町村に対する通知が予定されておりますので、そちらも踏まえた形で、より詳細な学校との連携をとりながらの対応を進めてまいりたいと考えております。

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまの件について何かありますか。

○委員（新島 香君） 4月から新学期が無事にスタートできるのが何より一番良いことと思うのですが、給食について4月8日スタートということで前倒しというお話がありました。福祉の面からは、とても良いことかなと思うのですが、給食も給食指導ということで学習の1つであると捉えると、アレルギーの問題ですとか、新学期が始まってバタバタしている状態の中でそういったことをきちんと確認していきながら学校で対応できるのかどうかちょっと心配なところがありますが、そちらはいかがでしょうか。

○給食センター所長（谷本耕一君） 4月の給食の献立に際しましては、これは毎年のことなのですが、アレルギーの問題がありますので、4月の1か月はアレルゲンを使った給食の提供は一切しておりません。毎年5月からということでやっておりますので、今回もそのように対応させていただきます。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにございますか。

ただいま指導室から報告がありました内容なのですが、状況が刻々変わっていますので、その変化により変更していく必要がございます。その場合は、先日の臨時会でご承認いただいた委任で処理をいたしまして、教育委員の皆様には随時ご報告をいたしたいと思っておりますので、どうぞご承知おきください。よろしく願いいたします。



#### ◎教育長報告

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第6、教育長報告に移ります。活動状況については別紙の「令和2年第3回教育委員会定例会教育委員会活動報告書」のとおりでございます。なお、この報告書は令和2年2月15日から令和2年3月20日までの活動内容となっております。私から1点ご報告させていただきます。

来年度予定されております教科書採択につきまして、子どもと教科書を考える府中の会より、教科書の採択に関する要望書をいただきましたことをご報告いたします。教育委員の皆様には情報提供させていただきます。

私からは、ほかに特段の報告はございません。以上です。



#### ◎教育委員報告

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第7、教育委員報告に移ります。活動状況につきましては別紙のとおりでございます。

まず、松田委員、お願いいたします。

○委員（松田 努君） いろいろ話に出ていますとおりに新型コロナウイルス感染防止のため、本当に大変な影響が出ています。そんな中先ほどお話がありましたように、制限付きではあるものの卒業式を行うことができ本当によかったなと思っています。

さて、今月末で私の教育委員の任期が満了になります。簡単ですが、一言ご挨拶をさせていただき、教育委員報告とさせていただきます。

恥ずかしながら、指導室の存在さえ知らなかった私が教育委員の拝命を受け、自分に何ができるのだろうといろいろ考えていました。ほかのそれぞれの委員の方々、すごく知識のある先輩方がいらっしやっただので、本当に自由にさせていただいて感謝しています。

唯一の得意分野と申しますか、スポーツの意見ばかりに偏ってしまったことはご容赦願いたいと思います。そんな中ラグビーワールドカップ2019大会がありましたので、そこには教育委員会としてもいろいろ関わりを持つことがあったので、私自身本当にとっても楽しくすることができました。

教科書採択や土曜授業の導入方法ではガチンコの対決と申しますか、議論があり、正直私では役不足ではないかと思うこともありました。本当にいい経験をさせていただきました。

また、教育委員をさせていただき、私の中で何が一番変わったかなと思います。学校訪問だったり、子どもたちの授業を見たり、また運動会で頑張っている姿を見て、もちろん今までも考えたことはありましたけれども、子どもたちの未来のために何ができるかなというのを強く思うようになりました。

私に何ができるかなと考えますと、今まで経験してきたラグビーを教えることぐらいしかできないかもしれませんが、少しでも子どもたちのためになることをこれからも続けていきたいと思っています。

改めまして、浅沼教育長、日野委員、平原委員、新島委員、そして元委員の崎山先生、齋藤先生、同期の那須さん、並びに教育委員会の事務局の皆さんに本当に深く感謝したいと思います。

最後になりますが、このコロナウイルス問題が早く解決して、子どもたちが本当にいつもどおり元気な学校生活を送れるようなことを願っています。

以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。委員を離れましても、よろしくお願ひします。

続きまして、日野委員、お願いいたします。

○委員（日野佳昭君） 2月15日「中世府中の人と道」という演題の市史・観光協働企画講演会に参加してまいりました。

第1部は清水克行先生の「戦国武将と武蔵六所宮」という講演でした。起請文から近世以降に大國魂神社が多摩地域の信仰の核であったことの証明をするという研究です。

第2部は宮田先生の「多摩と府中の中世古道探訪」でした。多摩地区や府中市内に残る中世の古道とその重要な役割を現地調査より解明された講演でした。

どちらの講演も大変興味深く、府中の歴史的魅力を再発見した思いです。今後も市史編纂の講演があれば、また参加させていただきたいと思います。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。

それでは続きまして、平原委員、お願いいたします。

○委員（平原 保君） 2月21日（金）に市町村教育委員会研究協議会が文部科学省東館で開催されました。新島委員とともに、参加しました。全国から110名余りの教育委員

が参加しました。

第1部の全体会では、文科省から「初等中等教育施策の動向について」行政説明がありました。第2部では、分科会に分かれて情報交換やテーマに沿った話し合いを行いました。私が参加した第1分科会のテーマは、いじめ対策・不登校支援・児童虐待等の教育課題についてでした。

私が所属したCグループは栃木、埼玉、千葉、東京の関東圏と、京都、高知の遠方からの委員も加わり、6名で協議を進めました。

各地区の情報交換をすると、それぞれ特色のある教育や共通した課題を捉えることができました。その中で、特に私たちCグループでは、不登校支援について焦点が絞られ、協議を深めることができました。今回の研究協議会に参加して、これからの府中市の教育にも、反映していける示唆や知見を得ることができました。

2月20日(木)には、府中一小わかば鼓笛隊移杖式に参加しました。表彰状を授与することができました。また先ほどのPTAからの寄贈にありましたが、感謝状も併せてPTAに対してお渡しすることができました。

次に、新型コロナウイルス対策に関する対応ですが、2月から3月にかけては、児童・生徒の活躍を称賛する教育委員会表彰式や児童・生徒の人生の節目であり、新たな門出となる卒業式を始め、多くの学校行事に私も参加する予定でした。しかし、新型コロナウイルス対策による児童・生徒の健康、安全を第一とした対応により、教育委員としての参加を控えることになりました。こうした状況の中でしたが、規模を縮小しながらも幼稚園、小学校、中学校における卒園式、卒業式をできたことが何より良かったと感じております。

教育委員会事務局の皆様にとっては、安全対策と教育効果のバランスの両面を考えた苦渋の判断、決断を重ねてこられたと推察しています。今後も予断を許さない状況にありますが、的確な危機管理の下、新年度の準備への取り組みをよろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長(浅沼昭夫君) ありがとうございます。

それでは、新島委員、お願いいたします。

○委員(新島香君) 私も先ほど平原委員からお話がありましておおり、2月21日に市町村教育委員会研究協議会に出席させていただきました。

私も、後半の分科会では、いじめ対策・不登校支援・児童虐待のグループに参加させていただき、千葉県や長崎県、また名古屋の方などお話をさせていただきました。全国の地域でも大変大きな課題として扱われており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携や地域の人材資源の活用など様々な対応、対策を行っておられることが分かり、大変勉強になりました。

特にこれからはどの地域でもスクールロイヤー導入の必要性が高いとのご意見が聞かれました。本市でもスクールロイヤー事業導入に向け、今、準備が進んでいるところですが、児童・生徒が安心安全に学校で楽しく学べるよう、それらの問題が未然に防げる教育の環境を作っていくことがやはり大切だなということを改めて感じました。

次に、3月6日の総合教育会議です。3つの協議題のうち、特に今回新型コロナウイルスにより影響を受けている学童保育については、働く保護者にとってこのような事態が発生し

でも安心して預けられる場所としてスムーズに対応していただき、本当に感謝しているところです。

日々の生活の中で、放課後に子どもたちが安全に過ごせる場所はなくはないものです。また、ただ過ごすだけでなく、学校とは違う学びや体験ができることも大変良いところですので、放課後子ども教室とともに、ますます保護者に信頼され、預けられる場所としてニーズを聞きながら、また運営される指導員の意見も聞きながら、より良い施策をしていただきたいと思います。

この2カ月でこんなに世の中が変わるとは想像もできなくて、特にこの2週間から1カ月は子どもたちにとっても大変つらい日々となりました。4月以降、本当に平穏な日々が一日も早く戻って、子どもたちが通常に学校に通える日が一日も早く来ることを願うばかりです。何ができるかわかりませんが、皆さんで協力しながら臨機応変に、柔軟に対応していけたらいいなと思っています。

以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、これで令和2年第3回府中市教育委員会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。



午後4時15分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証  
するため、ここに署名する。

令和2年10月15日

府中市教育委員会教育長

浅沼 昭夫

府中市教育委員会委員

新島 香